

# 2012年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験

## 公 法 (憲法)

### [注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、2頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、4枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机の上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机の上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

# 2012年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 入学試験問題 法律科目試験

### (憲 法)

---

#### 第1問 (配点：50点)

日本国憲法は、外国人の政治活動の自由、外国人の結社の自由について、どのように保障しているかについて、最高裁判所の判例を参照して解答しなさい。

#### 第2問 (配点：50点)

政治資金規正法を改正し、「党費又は会費」であっても、外国人である政治団体の構成員による負担を禁止し、さらには外国人が政治団体の構成員となることを禁止する規定がおかれたとする。この規定の合憲性について、最高裁判所の判例に基づいて、またはこれとは異なるあなた自身の憲法解釈に基づいて、論じなさい。

#### 【参照条文】

政治資金規正法（昭和二十三年法律百九十四号）（抄）

第三条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- 一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
  - 二 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
  - 三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
    - イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
    - ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。
- 2 この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの
  - 二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの
- 3 (以下略)

2012年度 同志社大学大学院 司法研究科

入学試験問題 法律科目試験

(憲 法)

---

第四条 (略)

- 2 この法律において「党費又は会費」とは、いかなる名称をもつてするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいう。
- 3 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。
- 4 この法律において「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいう。
- 5 (略)

第二十二条の五 何人も、外国人…から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。  
(以下略)

# 2012年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験

## 公 法 (行政法)

### [注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、2頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、2枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机の上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机の上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

## 2012年度 同志社大学大学院 司法研究科

### 入学試験問題 法律科目試験

#### (行政法)

---

次の文章を読んで、条文を参照しながら、以下の問に答えなさい。

甲県乙市のA工場の周辺で異臭が漂うことがあり、大気汚染防止法（以下「法」という。）に基づく排出基準の許容限度を超えるばい煙が同工場から排出されているようだ、との通報が、市民より寄せられた。そこで、甲県の3名の公害担当職員（以下「Yら」という。）は、法26条1項に基づく立入検査をしようとして、所定の証明書を携帯し、A工場に赴いた。ところが、A工場長Bは、裁判官の令状がなければ立入検査は受け入れられないと主張して、令状を所持していないYらの立入検査を拒否した。Bとしては、工場の設置者Cの指示に従い、あくまでも立入検査を拒否する意向である。

#### 第1問（配点：30点）

Yらは、立入検査を強固に拒否するBらに対し有形力を行行使し抵抗を排除して立入検査を行うことができるか。Bによる令状主義に関する主張が妥当かどうかの問題も含めて論じなさい。

#### 第2問（配点：20点）

①Yらが翌日、再度工場に赴いたところ、Bは急用のため出張中であり、たまたま事情を知らない守衛がYらを案内して立入りを許してしまったため、Yらが検査を遂げたとする。

②さらに、①の検査で得られた資料を根拠として、甲県知事が法14条1項に基づき、Cに対して改善命令を発したとする。

②の改善命令が、Cの提起した訴訟により争われた場合、検査が①のように行われたという事情は、当該改善命令の取消原因になるか。

#### 【参照条文】

大気汚染防止法（昭和四十三年法律九十七号）（抄）

#### （改善命令等）

第十四条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の

2012年度 同志社大学大学院 司法研究科

入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

---

使用の一時停止を命ずることができる。

2～4 (略)

(報告及び検査)

第二十六条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者……に対し、ばい煙発生施設の状態……その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者……の工場……に立ち入り、ばい煙発生施設……その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者